

改定率の改定方法の算出法

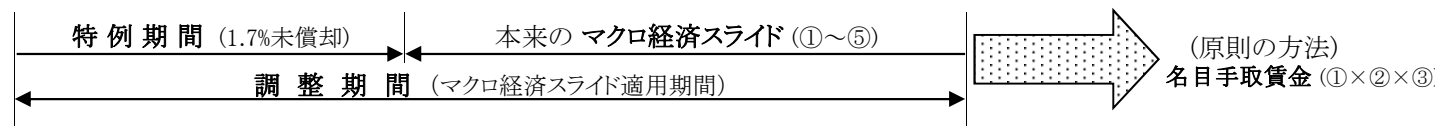
(国年法27条の2、厚年法43条の2も同旨)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26年度	H27	H28				備考
		2008	2009 [-5]	2010 [-4]	2011 [-3]	2012 [-2]	2013 [-1]	[当年度]	2015	2016				
原則	①.物価変動率【前年分】					B・24	B・25	$\frac{B \cdot 25}{B \cdot 24}$	}	(①×②×③) 名目手取賃金変動率				消費者物価指数
	②.実質賃金変動率【3年間平均】		H・21	H・22	H・23	H・24		$3\sqrt{\frac{H \cdot 24 / H \cdot 21}{B \cdot 24 / B \cdot 21}}$						標準報酬額
	③.可処分所得変化率【中央値年】			R・22	R・23			$\frac{0.91 - (R \cdot 23 / 2)}{0.91 - (R \cdot 22 / 2)}$						厚生年金保険料率
調整期間	④.被保険者率【3年間平均】		N・21	N・22	N・23	N・24		$3\sqrt{\frac{N \cdot 24}{N \cdot 21}}$	}	(④×⑤) 調整率				被保険者数
	⑤. 0.997 (定数)							0.997						平均余命

マクロ経済スライド・経過措置の経緯

(国年法27条の4、厚年法43条の4も同旨)

時期	H21財政検証	(H24・2012頃)		(H50・2038頃)	
	H16改正時点	H17	(H20・2008頃)	(H35・2023頃)	
期間		特例期間 (-1.7%) (調整率を適用しない)		調整期間 (マクロ経済スライド)	本来の計算法
新規裁定時 (68才未満)		物価upしても額upしない		右(A) × 調整率	(A). 名目手取賃金変動率
基準年度以降 (68才以上)		(上に同じ)		右(B) × 調整率	(B). 物価変動率



- 〈H16時点見通し〉
- H11～H13 の物価スライド特例分 (0.3+0.7+0.7=-1.7%) の解消は H20年頃まで。この特例期間中は、物価が上昇しても年金額は増額せず据置き
 - 以降の調整期間 (～H35年頃)は、調整率分 (0.9%程度) を減じた率で年金額を増減する (マクロ経済スライド適用期間:15～20年間程度)
 - その後 (H36年頃～) は、法規定の原則の方法 (物価、実質賃金、可処分率) に応じて、年金額が増減する